

## 平成29年度第3回熊本県公立大学法人評価委員会 議事要旨

- 1 日 時 平成29年10月30日(月) 13:30~14:15
- 2 場 所 県庁本館13階 展望会議室
- 3 出席委員 小野委員長、木村委員、久峨委員、縄田委員、増永委員
- 4 議 題 (1) 公立大学法人熊本県立大学第3期中期目標(案)にかかる意見聴取  
(2) 公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領改正案にかかる審議  
(3) 改正地方独立行政法人法について(情報提供)

### 5 会議の内容

#### 議題(1) 公立大学法人熊本県立大学第3期中期目標(案)にかかる意見聴取

意見・質問はなく、原案のとおり承認された。

#### 議題(2) 公立大学法人熊本県立大学の評価実施要領改正案にかかる審議

##### 【主な質問・意見とその回答】

木村委員	年度評価、期間評価に加えて中間評価が新設されたが、中間評価はどのような位置づけで行うのか。
事務局	中間評価は、地方独立行政法人法の改正により新設された。今年度は、次期中期目標(素案)の作成後に第2期中期目標期間の終了時の検討を行い、この終了時の検討結果を次期中期目標(案)に反映させるようにしたが、本来は次期中期目標(素案)の作成前に終了時の検討を行うのが望ましい。今後は、中期目標期間の5年目に中間評価を実施し、その評価結果を踏まえて中期目標期間の終了時の検討を行い、その後次期中期目標の策定作業に入るというスケジュールになる。
久峨委員	年度評価における全体評価は、中期計画の進捗状況について総合的な評価を行うとあるが、これまで実施してきた業務運営等の4段階評価を廃止するとなると、何を基に全体評価を行うのか。
事務局	これまでの年度評価における全体評価は、6つの視点による評価を基に行っており、内容も教育研究等に関するものが大部分を占めているため、業務運営等の4段階評価を廃止しても全体評価への影響は少ないと考えている。改正後も6つの視点による評価を基に、中期計画を順調に進捗しているかどうかを総合的に評価することになる。
小野委員長	では、他に意見・質問がなければ、原案のとおり承認してよろしいか。
他の委員	(了承)

#### 議題(3) 改正地方独立行政法人法について(情報提供)

意見・質問なし